

## 令和7年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月16日（火）午前9時開議

### 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 行政報告
- 日程第3 議案第49号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第4 議案第50号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第5 議案第51号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第6 議案第52号 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第53号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第54号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第55号 瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第56号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第57号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第58号 令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第59号 令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第60号 令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第61号 令和6年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第62号 令和6年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 議案第63号 令和6年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第18 議案第64号 令和6年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第19 議案第65号 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第66号 令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第67号 令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 請願第1号 「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書
- 日程第23 請願第2号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を

継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	宮川 順 健	2番	横田 真 澄
3番	北村 彰 敏	4番	関谷 英 樹
5番	今井 充 子	6番	広瀬 守 克
7番	藤橋 直 樹	8番	若原 達 夫
9番	鳥居 佳 史	10番	関谷 守 彦
11番	森 清 一	12番	馬渕 ひろし
13番	今木 啓一郎	14番	杉原 克 巳
15番	棚橋 敏 明	16番	庄田 昭 人
17番	若井 千 尋	18番	若園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森 和 之	副市長	相浦 要
教育長	服部 照	企画部長	矢野 隆博
総務部長	石田 博 文	市民部長兼 巣南庁舎管理部長	佐藤 雅人
健康福祉部長	佐藤 彰 道	都市整備部長	坂野 嘉治
都市整備部調整監	江崎 哲 也	環境経済部長	臼井 敏明
上下水道部長	工藤 浩 昭	教育委員会 事務局長	磯部 基宏
会計管理者	林 美 穂		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 井上 克彦 書記 松島 孝明

## 開議の宣告

○議長（今木啓一郎君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同条第3項には、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができないとなっていますので、十分注意して発言されますようお願いします。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（今木啓一郎君） 日程第1、諸般の報告を行います。

3件報告します。

1件目は、9月8日、「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書を受理しましたので報告します。

2件目も同じく9月8日にインボイス制度の廃止を目指し、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に提出することを求める請願書を受理しましたので報告します。

この2件の請願については、後ほど議題にしたいと思います。

3件目については、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わり報告します。

市議会議長会関係の報告となります。

8月27日から28日までの2日間、第20回全国市議会議長会研究フォーラムが札幌市で開催され、議長と私が参加しました。

全体では、全国から正・副議長をはじめとする市議会議員等約2,500名が参加し、フォーラム1日目は元衆議院議員議長 伊吹文明氏の「主権を預かる誇りと責任」と題する基調講演と、近畿大学法学部教授の辻陽氏をコーディネーターとして、「多様な人材の参画促進の観点から地方議会議員のなり手不足問題を考える」をテーマとしたパネリスト4名によるパネルディスカッションが行われました。

2日目の午前は、関東学院大学法学部地域創生学科教授の牧瀬穂氏をコーディネーターとする「地方議会議員のなり手不足問題の取組報告」をテーマに、長野県岡谷市議会前議長ほか2名による事例報告を基に課題討議が行われました。午後からは、「日本遺産認定／北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」と題し、構成文化財を活用した地域活性化や交流人口増加への取組として、旧三井銀行小樽支店など3か所の視察に参加しました。以上となります。

○議長（今木啓一郎君） 以上、報告しました資料については、事務局に保管しておりますので御覧いただきたいと思います。

---

## 日程第2 行政報告

○議長（今木啓一郎君） 日程第2、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

それでは、1件の行政報告をさせていただきます。

報告第10号専決処分の報告について、損害賠償を報告します。

令和7年7月23日午前11時頃、瑞穂市別府地内にて、職員が肩かけ草刈機で除草していた際に小石が跳ね、瑞穂市別府1010番地3の住宅の駐車場に駐車していた車両の後方左側の窓ガラスに当たり破損した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したので報告いたします。

以上、1件の行政報告をさせていただきました。

○議長（今木啓一郎君） これで行政報告は終わりました。

---

## 日程第3 議案第49号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第3、議案第49号岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

## 日程第4 議案第50号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第4、議案第50号岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第5 議案第51号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君）　日程第5、議案第51号岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第6 議案第52号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君）　日程第6、議案第52号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

発言の通告がありましたので、発言を許します。

なお、発言の順序については通告順により許可します。

3番　北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君）　改めましておはようございます。

議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第52号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について質問をさせていただきます。

本条例改正の趣旨は、平成22年度の包括外部監査で指摘のあった、施設全体の維持管理は全市民の税金で賄われることになるから、その維持管理費の額とサービス内容からすれば、できるだけ使用料は実情に合った金額に設定しなければ最終的なツケは全市民に回ってくるとの考え方に基づき、施設を利用する人と利用しない人との公平性を確保するため、受益者負担の適正化を図る点にあります。

ただし、令和7年度の行政改革推進委員会においても幾つか重要な意見が出されております。行政改革推進委員会では、単に料金を上げるだけでは納得感が得られない、予約のしやすさや使い勝手といった利便性の向上も伴うべきとの指摘がありました。また、老朽化施設の集約化、修繕、リノベーションによる利便性向上も求められています。

市は、これらの意見をどのように受け止め、今後の施設運営にどのように反映していかれる

のか、お伺いいたします。

以下の質問については自席でさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは改めまして、皆さん、おはようございます。

議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の使用料の改定において、御質問のとおり利便性の向上などを求める御意見を行政改革推進委員会からいただきました。それも踏まえ御審議いただいた結果、物価及び人件費上昇や公の施設に係る受益者負担の適正化についてに基づき、施設使用料を改定することに賛同するが、受益者負担だけを求めるものではなく、利用者に対し利便性を向上するなど行政側も利用率を高め、よりよい施設運営をしてほしいと意見をいただいております。

市としましても、予約のしやすさなど、できることから少しずつ利便性の向上、施設の充実に努めていきたいというふうに考えております。ただ、現状といたしまして、公共施設の老朽化は進んでおり、今後施設の更新需要は高まっていきます。限られた財源の中、市民のニーズに対応した行政サービスの提供、質の向上を実現していくために、施設総量の適正化や建物の長寿命化の観点から、公共施設総合管理計画に基づいて施設全体の総量を減らし、集約化も視野に入れながら総合的に検討していく必要もあります。以上でございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 続いて、使途についてお伺いいたします。

今回の改定による増収は、施設を利用する市民にとって新たな負担となります。その増収分が単に一般財源に入るのか、あるいは施設の維持管理や修繕、利便性の向上といった運営改善に充てられるのか、受益者にとって公平な負担であると説明できるよう、その使途について市の考えをお伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 使用料につきましては、それぞれ使用料を得た施設に全額充当しております。

今回の改正による増収分につきましても、全額施設事業費に充当されるものでございます。

市の使用料の方針であります公共施設に係る受益者の適正化についてにあります受益者負担割合にはまだまだ到達をしておりませんが、急激な負担増もできません。今後も目標とする受益者負担に達するまで定期的に使用料の改定を行っていく予定でございます。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 3番 北村彰敏君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

では、私のほうからもこの公民館条例等の一部を改正する条例についてお尋ねをしたいと思います。

まず、先ほどもお話がありましたように、適正化を図りたいということで提案されているわけですけれども、まずこの使用料ですね、これについてどの程度が適正であるかということが一つ問題になると思うんですけれども、これについて、今回の説明から私考えますには、次のようなことではないかというふうに理解しましたけれども、それでよいかどうかを確認したいと思います。

各施設の適正な使用料水準、これは各施設の管理運営費ですね、その全額ではなくそこから収益性とか公共性を勘案した施設ごとの受益者負担割合、これが100から少ないところは11.1%かなというふうに計算されておりますけれども、その使用料にこの率を掛けて出された金額を使用料として皆さんからいただければいいのではないかというふうな考えではないかと思いますけれども、これで間違いないかどうかについて確認したいと思います。

以下、質問は自席のほうでしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えいたします。

市の方針であります公の施設に係る受益者負担の適正化については、受益負担適正化の考え方、方針、見直し方法、負担割合の考え方などを整理し、示したものでございます。

市としては、この方針に基づいて今後も改正をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 今の答えは、私が聞いた形でほぼ間違いないだろうということだと理解をさせていただきました。

ではまずこの管理運営費、当然施設ごとにいろいろ違うと思います。それから老朽化が進んでいればそれだけお金がかかるのは間違いないところでありますけれども、このそれぞれの施設には、施設によっていろいろありますけれども、市の部局が入っているところ、あるいは関係団体の事務所があるところ、いろいろあります。こういった部分が使っている分の管理運営費、そういうものの一切を含めたのがその施設の管理運営費ということでよろしいんでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 御質問の管理運営費には、施設にある市の部局や関係団体の事務所にかかる費用も含まれております。以上でございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では次に、少し観点が変わりますけれども、先ほど述べました受益者負担割合、100から11.1%ありますけれども、これについて特に私も見させていただきましたけれども、よく理解できない部分がありまして、例えば公的関与ということについて3段階に区分されております。

その中でいいますと、ココロかさなるCCNセンター、条例上は総合センターですけれども、総合センターとコミュニティセンター、あるいは市民センターにおいては、その公的関与の割合が違っておりますけれども、これは同じような利用状況だと思いますけれども、会議室について、この違いは何があるのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 公の施設に係る受益者負担の適正化についてですが、使用料の見直し方法について、市民の皆様に対し使用料が決定される過程や根拠を明らかにしていく中で、施設の設置目的などに着目した公的関与につきましては、Aは公共性が高く民間での提供が難しいもの、Bは一定の公共性の下、特定の受益者の利便を図る施設等、Cは民間と同等のサービスを提供する施設等の3つに分類され、どの施設がどの分類に位置するかを明らかにしております。

それぞれの施設において、この3つに分類した結果、総合センターはBの一定の公共性の下、特定の受益者の利便を図る施設等に該当し、コミュニティセンターと市民センターはAの公共性が高く民間での提供が難しいものに該当いたしました。

公民館については社会教育法の規定により設置しており、区域内の住民のため、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする施設であり、コミュニティセンターについては、地域コミュニティ及び市民相互の交流の場として設置しているものであり、両施設とも公共性が高く、民間での提供は難しい施設と考えます。

総合センターについては、市民の福祉及び健康の増進、生涯学習の推進並びに文化の振興を図るための施設として設置しております。一定の公共性はあるものの、市民以外でも幅広く活用できる施設となっており、特定の受益者の利便を図る施設等に該当すると考えております。

以上でございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） よく分かりました。

つまりは、根拠になるものが違う、その施設の役割が違うから当然変わってくるということだと思います。

その結果として見るならば、総合センターの会議室とコミュニティセンターや市民センターの会議室と比べれば、総合センターのほうが高くなるのがその結果であり、現実もそうだよというお話だったと思います。

ただ、市民の観点からすればちょっと疑問が残りますけれども、じゃあ次の質問に行きたいと思います。

総合センターのサンシャインホール、あじさいホール、会議室、そして本田のコミセン、巣南公民館、それぞれについて、できましたら本当は全部の施設についてやるといいんですけれども、なかなかそれはちょっと現実的じゃないかなと思いまして、ちょっと幾つかポイントを絞って指定させていただきましたけれども、それぞれの施設の使用料を払って使われる利用者、それから使用料が免除されている利用者、そして市などの公的な立場で使う場合、その割合、つまり2つ目の質問でお尋ねしましたけれども、その運営費にはそういったもの全部ひつくるめてということなんですが、それとちょっと比較するためにお尋ねしたいんですけれども、それぞれの使用状況ですね、先ほどの区分に従ってどの程度あるのか教えていただければと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 令和6年度の各施設の利用状況等でございます。

総合センターのサンシャインホールの有料利用件数は310件、65.5%、使用料免除利用件数は76件、16.1%、市などの公的利用件数は87件、18.4%、空き状況は41.9%になります。

次に、総合センターのあじさいホールです。有料利用件数は343件、64.8%、使用料免除利用件数は86件、16.3%、市などの公的利用件数は100件、18.9%、空き状況は46.9%になります。

総合センターの会議室のほうでございますが、有料利用件数は992件、49.6%、使用料免除利用件数は453件、22.7%、市などの公的利用件数は554件、27.7%、空き状況は47.5%になります。

本田コミュニティセンターでございますが、有料利用件数は1,347件です。41.0%です。使用料免除利用件数は529件、16.1%、市などの公的利用件数は1,411件、42.9%、これは放課後児童クラブの利用も含むということで御理解をいただきたいと思います。空き状況は61.5%になります。

巣南公民館につきましては、有料利用件数は1,640件、43.4%、使用料免除利用件数は1,623

件、42.9%、市などの公的利用件数は517件、13.7%、空き状況は77%となっております。以上でございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 総合センターのサンシャインホールあるいはあじさいホールについては利用者が65%前後ぐらい、そしてそこの会議室、あるいは本田コミセンとか市民センターについては、有料の方は半分、4割から5割ぐらいの間ということあります。

そうしますと、先ほどの有料の使用料の負担、私は本来であればその分だけ負担すればいいのかなと、そういうふうに計算しているのかと思いましたら、そうではなくて、使用料全体を賄う、つまり免除の分の使用、運営費、管理費、それから市が使う場合の管理費についても有料の使用者がそこを賄っていくんだという考え方で間違いないかどうか確認したいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほど答弁させていただきましたように公的関与の割合、上限が決まっております。

ですので、その使用料を受益者負担で全てを賄うというわけではなくて、その上限はここまででは受益者負担をお願いしたいということでございますので、残りの分につきましては市が負担しておりますので、その辺の施設の使用目的ごとにどこが負担するべきかという考えをまとめたものでございますので、これに従って使用料の改定のほうを行いたいというふうに考えております。以上でございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 市の説明はそういうことだというふうに承っておきます。

では最後にですけれども、今回引き上げされて、大体どの程度、ざくっとでいいですけれども、使用料が増える見込みがあるかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回の改定による使用料で増収にはなります。

1.1倍から1.5倍以内の間で行っておりますが、施設ごとに使用料も倍率も違っておりますし、これも利用件数が非常に関係してまいりますので、ちょっと正確な数字というのは見込みは難しいと思いますが、令和5年度の使用料から推計をしてみると、ちょっと幅があるので申し訳ないんですが、最低でも600万円台から1,000万円台と幅があるところで増加するというふうに見込んでおります。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第7 議案第53号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第7、議案第53号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第8 議案第54号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第8、議案第54号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第9 議案第55号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第9、議案第55号瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例についてお尋ねをしたいと思います。

なかなかちょっと私も理解するまでに時間がかかるってあれなんですけれども、ちょっと全貌

がよく見えてないんですが、その中で1点気になっている点がありますのでお尋ねしたいと思います。

要は、この中でされているのは、これまで市の行政機関が公示をする場合、宛先不明の場合には公示送達ということで市役所の前の掲示板に掲載するということでお知らせをするということになっています。それについて新たにインターネットを使ってそういうこともできるというふうな仕組みをつくろうということだと思いますけれども、旧来のこれまでの公示方法について、つまり掲示による方法については廃止されるわけではなくて、そのまま継続してされるというふうに理解をしておけばよろしいでしょうか。

以下、質問について、また自席のほうでお願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） では議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市公告式条例第2条第2項や同条例第3条第2項で定めている市役所前掲示場での掲示がなくなることはないかという御質問でございますが、これについてはなくなることはございません。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、新しい公示方法ですね。これが問題になるわけですけれども、これは具体的に言うと、文書によりますと、不特定多数の者が電子計算機の画面に公示の内容を記載し、誰でもが閲覧できる状態に置くということだというふうに説明をされております。

まず、それでは具体的には、多分市のホームページとかそういったところになると思うんですけれども、そういうところでの記載事項、あるいは掲載期間についてはどのようなふうになっているんでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 記載事項については、改正案の第15条第4項に規定している第15条第1項第3号及び第4号の聴聞の期日及び場所並びに所掌機関の名称等と併せて不利益処分の名宛人等が掲載されることと思われます。

掲載期間につきましては検討の余地がございますが、現在、市役所前掲示場の運用を申し上げますと、市役所前の掲示場の掲示はおよそ1か月間掲示していますが、告示した文書については、総務課のほうで告示簿として同じ書類を永年保存しております。ですので、1か月を過ぎても常に閲覧可能な状態でございます。

具体的な運用については、行政手続法の施行令の改正内容も参考にしていくことになると考えます。今後、国の状況を見ながらということになります。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そのホームページ上にまた掲載する期間は決まっていないということだと思いますけれども、一応確認ですけれども、当然一定の期間が過ぎればそこからは削除されるということでおろしいでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今後、先ほども申し上げましたように、行政手続法のほうで施行令の改正が11月に予定されておりますので、その状況を見ながらと思いますが、私の個人的な理解では削除されるのではないかというふうに考えております。

また、間違っている場合もございますので、その改正を見ながらということになりますが、よろしくお願ひいたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） これまでの公示方法で特に問題になったような点とかトラブルとかいったことは、これまで発生したことがあるんでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 公示方法でのトラブルでございますが、行政手続条例におきましては。不利益処分の宛名人の所在が判明しないようなケースが当市では過去事例がありません。一般の告示についても、過去ですが告示の方法で生じたトラブルなどはございません。以上でございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、この新しいホームページ上での公示方法、これを行わなかった場合に起こり得る不都合が生じるのかどうか、これは当然未形ですので推測だと思いますけれども、もし何か御意見があればお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 改正案におきまして、総務省令で定める方法による不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともにとしております。聴聞の通知を不利益処分の宛名人に到達したものとみなすための一つの要件でありますので、通知が成立しないということになります。改正しないと。ということです。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） でも、旧来の方法は残すんですよね。ですから、今言われたのはちょっと違うんではないかと思うんですけども、そこら辺についてはどのように。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回の方法を使ってもし公示した場合には、到達したとみなされないという場合も出てくるということでございます。

できる規定ですので、この公示方法が、やるのかやらないのかというのはケース・バイ・ケースというふうに考えておりますので、もしこの方法だけでやった場合には、その通知が成立しないということになるという意味でございますので、よろしくお願ひします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 分かりました。

今のお話は、これまでの掲示をやめちゃって、これ1本にした場合の話だというふうに理解させていただきました。

この問題については、国のやる段階においても結構個人情報との絡みで様々なところで議論になったふうにちょっと見させていただいているところですけれども、一定の期間、ましてやホームページ上に掲載するということになりますと、これちょっとほかの市のやつを見ますと、氏名、場合によっては振り仮名、それから届かなかつた住所が記載されると、公示の番号みたいなものが表示されているというふうな内容にどうもなつてゐるみたいなんですけれども、少なくともそれ短期間かどうか分かりませんけれども、人目にさらされるというか、正直言つて、こここの掲示板ですとほとんど見る方もいないというのが実際ですけれども、ネットの場合ですと、古い住所にしろ、あつ、隣におった人はこんなことをやつてたのかというのはある意味では分かってしまう、そういう危険性が非常に多いというふうに思うんですけれども、先ほどもできる規定と言わましたが、このネットによる公示方法、これを採用しなかつた場合については、特に法令上問題が生じるのかどうかについてお答え願いたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回の改正案でございますが、行政手続法と同様の改正を行政手続条例において行うもので、行政手続条例が対象としているのは市の条例等で行われているものでございます。

ですので、行政手続法上の問題というのはありませんが、条例上は聴聞の通知や弁明の機会の付与について、不利益処分の宛名人となるべき者には不利益が生じる可能性がございます。

ですので、改正は必要ではないかというふうに考えます。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第10 議案第56号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第10、議案第56号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第11 議案第57号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第11、議案第57号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前9時49分

再開 午前10時00分

○議長（今木啓一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第12 議案第58号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第12、議案第58号令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

3番 北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第58号令和6年度瑞穂市一般会計

歳入歳出決算の認定について質問をさせていただきます。

監査委員の審査意見によれば、令和6年度の市税における不納欠損額は3,629万3,631円で、前年度と比べて2,358万5,764円の増加となっております。特に、執行停止による即時消滅は2,606万8,111円となり、前年度の約4倍に急増していることが指摘されております。昨年度の監査委員からは、収入未済額をそのまま放置し理由なく時効を待たないよう、厳格な債権管理を強く求める意見が出されました。

令和6年度においては、その指摘を踏まえ、収入未済額は前年度比で11%減少しており、一定の改善が見られます。一方で、不納欠損処理が大幅に増加していることは、適切に整理を進めた結果とも受け止められますが、市としてはどのような理由や方針に基づき整理を進められたのか、お伺いいたします。

以下の質問については、自席でさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巣南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 整理を進められた一番の理由は、預貯金や生命保険料などの財産調査をするために導入しております電子調査システムの使用料金を、これまでの従量プランから定額プランへと6年度から変更したことが上げられます。これにより、より多くの財産調査を行うことが可能となり、事務の効率化が図られ、滞納処分できる財産等がなく、回収が極めて困難と判断したものが今回不能欠損とさせていただいた結果となっております。以上であります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 続いて、今後の対応についてお聞きします。

収入未済額が減少していることから、公平な税負担の観点で徴収努力はなされているとうかがえます。しかし、不納欠損が大幅に増加したことは、市民への説明責任の面で理解を求める必要もあると考えられます。景気や家計の厳しさといった背景を踏まえつつ、不納欠損を抑制し公平性を確保していくために、市として今後どのような工夫を進めていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巣南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 令和3年度に税務課内に債権管理室を新たに設け、債権の管理・回収に努めているところです。

地方自治体の債権管理は、3つの必然性を充足していかなければならないと言われています。1つ目は、合法性です。

賦課徴収及び債権放棄、不納欠損処理は、法律、条例、判例に基づき行わなければなりません。

2つ目は、効率性です。

地方自治法第2条第14項の規定にありますように、最少の経費で最大の効果を上げるようしなければなりません。

3つ目は、公平性、公正性です。

賦課徴収処分は公平・公正に行わなければなりません。

これらを念頭に、監査委員から言われています時効完成による不納欠損に至らぬよう、厳格で適正な債権管理に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。以上であります。

○議長（今木啓一郎君） 3番 北村彰敏君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 若原達夫君の発言を許します。

若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 議席番号8番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第58号令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてお尋ねいたします。

令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算事業報告書の中に、歳入総額と歳出総額の差額が7億571万3,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源3億3,431万6,000円を差し引いた実質収支は3億7,139万7,000円になったと報告があります。

初めに、実質収支とはどのような意味を持つ収支になるのか、初歩的な質問にはなりますが、改めてお尋ねをしたいと思います。

以下の質問は自席にて行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

実質収支とは、自治体が1年間で集めた全ての収入から、その年度に使う全ての支出を差し引いて、さらに翌年度に繰り越されるべきお金を差し引いたもので、その団体の純粋な黒字または赤字を示す指標です。財政運営の健全性を判断する上で非常に重要で、一般的にですが、実質収支が標準財政規模の3から5%程度あると健全と言われております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） では、令和元年度以降の6年間の実質収支を確認いたしますと、令和元年度は約6億5,200万円、歳入決算の占める割合が3.5%、実質収支比率6%、令和2年度約7億4,900万円、歳入決算の占める割合が2.8%、実質収支比率6.6%、令和3年度9億6,800万円、歳入決算の占める割合が4.2%、実質収支比率7.9%、同じく令和4年度8億8,400万円、歳入

決算の占める割合が3.9%、実質収支比率7.4%、令和5年度6億2,500万円、歳入決算の占める割合が2.9%、実質収支比率5.1%、令和6年度は、先ほども述べたように3億7,139万7,000円であり、歳入決算の占める割合が1.6%、実質収支比率が2.9%となっております。

令和に入り全ての数字が約半分以下の実績になっておりますが、なぜ令和6年度はこのような低い実績になったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） まず、令和4年度の決算認定の際に監査委員から、この実質収支比率は3から5%の範囲内が健全とされ、5%を超える状況は、収入が当初より相当上回ったか、歳出の不用額が多額に生じた状況を示しているとされる。今後は常に財政状況を把握し、適切に執行されることを望むものだと御意見をいただいております。

財政担当部局といたしましては、予算編成の段階から不用額の削減と適切な予算積算を徹底してまいりました。事業ヒアリングや予算査定時においても、常に財政状況の把握をし、徹底的に不用額の削減に努めてまいりました。この結果ということになります。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） それでは、実質収支比率は、先ほど部長が述べられたように、3%から5%の範囲が健全だとされております。令和6年度は、僅かですが2.9%になっておりますが、今後この数字が瑞穂市の財政に及ぼす影響はないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 令和6年度につきましては、先ほど申し上げましたこともありまして、その成果として2.9%ということになりました。3%を僅かに切るということで、これが財政に影響を及ぼすかどうかということですが、今年度に入りまして財政に及ぼす影響は特にありません。しかしながら、この指標を度が過ぎると、やはり資金計画に多少影響が出るというふうにも考えております。適正な比率を維持できるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 8番 若原達夫君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

9番 鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

議案第58号一般会計歳入歳出決算認定について質問させていただきます。

決算事業報告書の4ページに、市債が令和5年度より178%増の7億1,000万円増加しているが、この主な事業は土木費の古橋遊水池事業、牛牧排水機場整備、道路橋梁整備、街路LED

化などで、このような必要不可欠な事業にも市債を充当しないとできていないということで計上されていると思いますけれども、今後、下水道事業と新庁舎建設事業と穂積駅拠点整備事業を除いて、1億円以上の必要不可欠な事業として市債が必要となる事業の見込みはどのようなものがあるでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員も御存じのとおり、地方債は公共施設の建設など一時的に多額の費用がかかる事業の財源を確保すること、長期にわたる返済を通じて住民負担の世代間で公平に分担することなどが役割としてあります。

当市の予算編成方針において、財源がなければ事業を実施することができないことを十分に認識し、限られた財源を有効活用するため、事業の必要性と優先順位を決めております。その中で、地方債は交付税算入のある有利なもののみ活用をしており、貴重な財源の一つとして実施する事業に有利な財源である地方債を活用することは必要不可欠なことと考えます。

現時点では、下水道事業と新庁舎建設事業と穂積駅圏域拠点整備事業を除いて、1億円以上の地方債が必要な事業はございません。また、財政シミュレーション上もそのような事業は上がっておりません。今後の健全な財政運営を行っていく上で、交付税算入のある地方債につきまして、積極的な活用を考えていきたいと思います。

また、令和5年度よりかなりの額が増額したということで御質問をいただいておりますが、令和5年度の普通会計の資産残高でございますが、繰上償還を令和5年度に実施しておりますので、令和5年度は減少していますので、余計にこの幅がちょっと増えるという結果になってしましましたので、その辺も何年かの分を比較検討していただければ、めちゃくちゃなことはなかったと思いますので、一度御覧いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 9番 鳥居佳史君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

私のほうからも、議案第58号令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてお尋ねをしたいと思います。

まず第1点につきましては、先ほど北村議員のほうから質問されておりますので、そこはちょっとカットをさせていただきたいと思います。ただ、若干後段で具体的なこととして、執行停止処分の内容別金額と件数、こういったものがもし分かるようでしたら教えていただきたいと思っております。

あの質問につきましては、自席より行わせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巣南庁舎管理部長（佐藤雅人君） では、質問の前段部分は、先ほどの北村議員と同じ答弁になりますので割愛させていただきます。

執行停止処分の内容別金額と件数につきましては、地方税法第15条の7第4項、これは滞納処分の執行停止が3年間継続したときに不納欠損できますよというものに該当するものが8件で74万6,896円。それから、同条の第5項、即時で不納欠損処分できるものに該当するものが295件、2,532万1,215円となっております。今回、この即時不納欠損処分したものには、高額の滞納法人の破産事件が終了したことにより、差押えする財産等ではなく、不納欠損したものがあります。以上であります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ありがとうございました。

では続きまして、その同じ意見書には、ちょっとこの辺は先ほどの不納欠損処分とも関連するかもしれませんけれども、預金などの差押えが209件増加し534件、件数でいえば2倍以上増えているということあります。差押えの内容とその金額及び件数はどれだけであったか、教えていただければと思います。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巣南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 534件の差押えの内訳ですが、預貯金等と不動産の差押えが519件で5,132万9,370円、自動車の差押えが13件で28万6,690円、このほか搜索による差押えを2件行いましたが、金額はゼロ円となっております。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（今木啓一郎君） 14番 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） こんにちは。議席番号14番 杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたから、議案第58号令和6年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてということで、私は今、皆様方も御承知になっておると思いますけど、新聞紙上でもにぎわせました財政調整基金、要するに当市も基金の中にございます。そのことの内容といたしまして、公債じゃなくて国債につきまして、これから自席におきまして質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

では、債券というのは大きく分けまして、国債とその他、それからもう一つは地方債ということでございますが、私はこの国債につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

それで、資料といたしまして、皆様方にもタブレットで見ていただきますと分かりますように、決算附属資料、財産に関する調書のところの381ページから383ページを参照していただきますとよく分かると思います。

381ページから383ページに有価証券という項目がございまして、その中で債券といたしまして大きく分けますと、先ほど申し上げましたように国債と、それから地方債と、それから本市のほうは分けておりますその他の公共債という3つの分類になるかと思いますが、私は、本日は国債を中心にお話をさせていただきたいと思っております。

この私ども、基金の中では、財政調整基金から一番最後の企業版ふるさと納税基金までの17基金があるわけでございますが、その中で国債を発行しておりますのが、1番目の財政調整基金が2億9,852万5,000円と、それから3番目の公共施設整備基金で1億9,854万円と、そうしましてもう一つが下水道事業対策基金というのがありますて、これが2億9,852万円ということで、この3つの基金のトータルが7億9,558万円というふうになっておるようなわけでございます。

それで、ここから三、四点、執行部のほうに質問をさせていただきます。

事前通告をいたしておりませんから、お答えできないことがございましたら、それは後日連絡をするということで結構でございますから、ひとつよろしくお願ひをいたしたいと思っております。

まず1つは、こういう債券を発行する場合に、組織といたしまして単独で、例えば総務部の財政課だけが単独でこういう債券の発行とか、それから売却というものを意思決定しておるのか、これはある程度そういう組織をつくりまして、そういう事象が発生した場合には、これを例えば債券を購入するとか、国債を今回は購入するとか、今非常に日銀の金利も上がっておりますから、ここで含み損を少なくするためには、これはやむを得ないなということで売却をして損失を少なくするとか、そういう判断をせねばいけないと思うんですけど、そこら辺は組織立ってこういうことをやっておられるのかということを、1問目として質問させていただきますが、お答えできましたらよろしくお願ひいたします。

○議長（今木啓一郎君） 林会計管理者。

○会計管理者（林 美穂君） お答えします。

実は今日、ごめんなさい、資料を何も持ってこなかったので、正式な名称というのはちょっとお答えできないんですが、債券の管理に関して、会計管理者私を含め部長級、課長級で構成をしておる委員会というのをつくりっておりますので、そちらのほうで会議を開いて、これだけのものをどのように運営したらいいかとか、今年は運営する現金があるかどうかとかということを相談して、それから基金のほうの運用をしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） どういうんですか、関係者が集まって会合をやっておられるということですけど、これは定期的に今私が質問いたしました3つの基金の状況というものを毎月定期的にそういう意見交換会をやっておられるとか、それはタイムリーにそういう会議をせねばいけないということの場合のみやっておられるのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（今木啓一郎君） 林会計管理者。

○会計管理者（林 美穂君） 毎月ではなくその都度ということで、昨年については1回だけですが、会議を開いております。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 先ほどもちょっとお話をさせていただきましたんですけど、日銀の利上げという問題は十分こういう債券運用をしておるところは常に注意をせねばいけないと私も思っておるようなわけでございます。

今までどこの地方自治体も安全債券ということで国債に、ある自治体は90%をそれに投入されたとか、いろいろ新聞紙上でもにぎわせておるわけでございますが、うちの場合は、先ほど申し上げましたように、国債のトータルといたしまして8億円弱ということで、これもいろいろな情報を取っておりますと、これは定かではないですが、含み損が2割は発生したとか、多いところでは3割だというようなことでございます。

例えば2割にしましても、二八、十六で1億6,000万円の含み損を当市も持つわけでございますが、そういうようなことで、私が先ほど聞きましたのは、こういう資産運用の場合には定期的に会議を持ってもらって、今の状況がどういうふうに国債で運用しておるものが、現在どういう状況にあるかということの情報交換をしていただかなくてはいけないのではないかという観点から、その会合というものが持っておられるかということを質問をさせていただいたようなわけでございまして、今後そこら辺も十分利上げというものは、国債関係でも1.61%というようなことで非常にこれが急ピッチで利率が上がっておるような状況でございます。ですから、そこら辺は十分所管の部署の方は留意をしていただきまして、対応を考えていきたいということで、今質問をさせていただきました。

じゃあ、この国債が駄目なら、うちの場合も今基金で140億円くらい残高、現金も入れまして140億円ばかりあるんですけども、その運用ということは今一番安全であるという国債が駄目なら何かほかの方法を考えておられるのか。私はちょっと分かりませんけど、民間の会社で、例えばトヨタさんのトリプルAの社債を運用するとかいうことも考えておられるのかをちょっとお聞きしたいと思って、よろしくお願ひいたします。

○議長（今木啓一郎君） 林会計管理者。

○会計管理者（林 美穂君） 現在、運用方針ということで、どういった国債とか地方債、その他の債券でどういったものが買えるかというのが方針としてつくってあります。その中にあるもので一番そのときに金利のいいものを選んで相談の上購入しているという状況で、実際に今、民間債はその中には入っておりませんので、やはり民間債を買うのは今の状況では難しい状況となっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） どこの自治体名ということは申し上げませんでしたけれども、皆様、新聞等を見られれば分かっておると思うわけでございますが、そこで所管部署として、今こういうことで金利が上がっておって、新聞紙上なんかでも私、先ほど1.61%で今10年債が回っているようなことでございますけど、そうした場合に、うちが40億円弱の国債を持っておるんですけど、そこら辺が今どのくらいの含み損があるかということはつかんでおられますか。ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（今木啓一郎君） 林会計管理者。

○会計管理者（林 美穂君） すみません、実は6月末時点で含み損の金額のほうを全部調査させていただいたんですが、ごめんなさい、今ちょっと手元に持っていないのでお答えすることができません。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 突然の質問で、大変失礼いたしました。

そういうことで管理されておることは、私も安心いたしました。そのことは別にここでオーブンにでもわなくとも結構でございますけど、そういうことで、トップの市長とか副市長のところまで情報が行っておれば、私はそれはそれで結構と思っております。

それで、どこの自治体にしましても、個人にいたしましても、毎日大体今、中期国債で30年ということでございましたんですが、日本がゼロ金利、これが何年だったんですかね、マイナス金利が発生したのが2016年、そこからずうっと延々と続いておるわけでございますが、そのようなことで、当時うちがどういう銘柄かということはちょっと私はお聞きいたしませんけど、そういうことで長いものを持っておりましたら、そろそろ30年まではなかなか待てないというようなことで、新聞にも書いておりましたんですけど、有事の財政出動ということも考えますと、なかなか含み損を持っておるというようなことはできませんから、そのようなことで臨機応変な対応をしていただきたいというようなことで一度見直しをしていただきまして、これはトップ判断になると思いますけど、そこら辺の処分をどうするかということもぜひとも御検討

をしていただきたいというふうに思っておるようなわけでございますが、そこら辺は所管部署としてどのようにお考えですか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 林会計管理者。

○会計管理者（林 美穂君） 実は、昨年の公金管理委員会のときに、含み損益のことはもう既に検討のほうをさせていただいて、それを逆に手放すことになると損益が出るということになりますので、そのときの判断としては、手放すのではなく、そのまま10年なり持つていれば、そのまま最初に購入した金額のまま保証はされますので、そのまま含み損益を持ったまま満期まで待とうということにはなっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） それも、私は一つの方法だと思います。ですから、財政、要するに体质が強化、盤石とは言いませんけど、そこそこの財務内容のいいときには、やはり決断というものを私は必要になるかと思うんですけど、これは結果論になるので何とも言えませんけど、これはもうトップの政策方針ということに関わる問題でございますけど、そこら辺も十分に、これからは本当に未曾有の世界、未曾有の経済時代に入っていくということでございますから、そこら辺は十分留意をしていただきまして、そういう債券運用をしていただきたいというふうに思っております。

私の質問はこれで終わります。

○議長（今木啓一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 16番 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 議席番号16番 庄田昭人。

議長のお許しをいただき質問をさせていただきます。

議案第58号令和6年度一般会計歳入歳出決算認定についてであります。これは議案第52号についての内容と同じようなことになります。議案第58号にて質問させていただくことをお許しください。

議会運営委員会において、各常任委員会の所管する部分があり、この説明していただきますよというふうにお願いをいたしました。これは3月議会の反省会にて、所管する部分について説明願いたい、協議会にて図りたいという意見がありました。この後、総務委員会で付託となっておりますが、議案第52号においては、瑞穂市公民館条例は各委員会所管する施設があり、各議員の意見を反映できるようにと考えます。質問の議案第58号についても、毎回、各委員会の協議会にて、所管する部分については説明をいただいておりますが、今回、議案第52号、議案第58号をどのように各委員会において説明いただけるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） ただいまの御質問でございますけれども、議会運営委員会において、私ども当初は総務委員会に付託という案で提案をさせていただきました。ところが、議会運営委員会のほうで、やはりそれぞれの所管で協議したいという、協議会の中に入れてほしいという御意見もありまして、今回の議会の委員会ごとに一括して私ども提案させていただいた理由は、先ほども御質問が議案第52号のほうでありましたように、行革委員会のほうでの協議やら、そういったものも含めて、統一した考え方の下で御協議していただきたいということで、総務委員会に付託をするというふうにお願いをしたわけですけれども、それ以外のところ、要は一定のルール以外のところでの説明についてはそれぞれの委員会でお願いしたいということで、最終的にそこで議会運営委員会のほうに御報告させていただいたということでございまして、今回のそれぞれの委員会においては、いわゆる当初のルールどおり以外のところについて協議会で協議していただくということになりましたので、例えば据え置くものであったり、そういったもの、あと他市町の状況を勘案してつくったものについては、先ほどのルール以外のところになりますので、そのところだけを御協議いただくということで、お願いを議会運営委員会のほうにさせていただいたて承認をいただいたものと思っております。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第13 議案第59号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第13、議案第59号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第14 議案第60号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第14、議案第60号令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第15 議案第61号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第15、議案第61号令和6年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

議長のお許しを得ましたので、議案第61号令和6年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について、2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、第1点目であります。

有収率という言葉がありますけれども、これが81.68%で、前年よりも0.68ポイント低下をしたと、そのような報告があります。これ、過去がどうなのかと少し見させていただきますと、平成29年度からこの有収率、瑞穂市では70%台だったと思いますけれども、これが順番に上昇をして、令和2年度には、それまでいわゆる類似団体の平均と比べても瑞穂市のほうが低かったんですが、それを超えてそういったトレンドがありました。ところが、それ以降、1年違うところがありますけれども、基本的には毎年低下をしてきているというのが数字的に見るとあります。

そこで、ここら辺の原因といいますか、この有収率が上がってきた期間、それからそれが下がってくる現在の状況、ここについて何かあったのか、何が問題なのかといったことについてお尋ねをしたいと思います。

以下、質問につきましては自席とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（今木啓一郎君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 有収率の上昇、下降については、漏水による無収水量、つまり収入を得られない漏水量の増減が主な原因であると捉えています。そのため、漏水を減少させる取組が重要であり、漏水箇所を特定するために毎年漏水調査を実施しています。調査にて漏水箇所を特定し、その後水道工事会社にて修繕工事を行っています。

毎年の漏水調査では、漏水箇所における漏水量を仮定により推定しており、令和2年度の漏水の推計量は16万立方メートルで、令和6年度の推計量は38万5,000立方メートルとなってお

り、4年間で2.4倍の推計での漏水量になっており、各年度の有収率の上昇、下降は、この推計漏水量に比例している結果となっております。以上でございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ありがとうございます。

数字を聞いて、正直ちょっとびっくりしたところなんですけれども、そういったことがあるのか、やっぱり漏水というのが一つの大きな問題になってきている、老朽化の問題も絡むとは思いますけれども、それで、私の住んでいる本田地域でも漏水という問題が結構目につくのが正直なところです。恐らくほかの地域でもそんなような状況ではないかなというふうに思っております。

しかも、これを直すのに結構日数がかかっている。連絡があってからすぐ対応できるという状況に今なっていないのかなという気がします。そこら辺の対応ですね、これについては、今後、何が原因で改善、そして何がどのように改善されていくのか、あるいは根本的な問題について何かありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 水道管の漏水については、本田地域に限らず、市内全域で発生しています。特に気温が高い夏季に多く発生しており、今年の猛暑により例年より多くの漏水が発生しております。そんな中、漏水修繕に日数を要しているのは事実で、周辺にお住まいの方々は不安な気持ちでいるだろうと申し訳ない思いでおります。

漏水の原因は、ほとんどが給水管の劣化によるもので、軽微な工事で対応できるため、漏水発覚後すぐに修繕ができる市内の水道工事会社を探しますが、特に夏季は件数が多く、早期の対応ができていないのが現状であります。

このままでは、瑞穂市の漏水修繕の状況はますます悪くなると考えております。こうした状況は、瑞穂市以外でも苦慮している市町村が多数あると聞いており、日本水道協会岐阜県支部に加入している市町村などと情報共有を図りながら、現在早期に漏水修繕ができる改善策を検討しているところでございます。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑が終わりました。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

## 日程第16 議案第62号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君）　日程第16、議案第62号令和6年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

9番　鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君）　議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

議案第62号下水道事業会計決算の認定について質問をさせていただきます。

11ページ、12ページに繰越金が13億円あります。これは工事遅れと思われますが、工事の遅れの内容と今後の見込みについてお尋ねいたします。

○議長（今木啓一郎君）　工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君）　令和6年度瑞穂市下水道事業会計の繰越額は13億5,713万4,000円となっています。その内訳は、管渠布設事業費で8億6,313万4,000円、施設整備事業費で4億9,400万円となっています。

主な繰越し理由としまして、管渠布設事業では、管路施設工事において、既存の地下埋設物管理者や河川管理者などとの関係機関との協議に時間を要したことによるものでございます。

また、施設整備事業は、アクアパークみずほ建設工事になり、昨年9月議会の総括質疑にて鳥居議員の御質問に答弁させていただいておりますが、下水処理場工事委託をしております日本下水道事業団での契約手続において、応募者辞退などによる再公告などから、工事事業者と日本下水道事業団との契約締結が半年程度遅れたことによるものでございます。

今後の予定としましては、第1期事業計画区域の汚水管路施設の完成を令和9年3月末、下水処理場の完成予定を令和9年6月末と見込んでおります。

なお、第1期事業計画区域の供用開始は、6月議会でお知らせをしておりますが、令和9年6月30日としております。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君）　9番　鳥居佳史君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

## 日程第17 議案第63号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君）　日程第17、議案第63号令和6年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分に

についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第18 議案第64号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第18、議案第64号令和6年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第19 議案第65号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第19、議案第65号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

議長の許しを得ましたので、議案第65号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）についてお尋ねをしたいと思います。

補正予算書の13ページに次のような記載があります。後期高齢者医療事業特別会計繰入金296万円というのが上がっており、それで、後期高齢者医療事業特別会計補正予算書のほうを見ますと、その52ページに前年度との精算金とあります。具体的に何の精算がされたのか教えていただければと思います。

以下につきましては、自席のほうから質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 令和6年度の決算に伴い、一般会計から繰り入れました金額の剰余金を返還するものであり、具体的には保健事業費の精算金となります。市

の保健事業の精算金が270万6,874円、令和5年度の岐阜県後期高齢者医療広域連合への保健事業費負担金の精算金が82万1,785円で、合計352万8,659円となります。この合計金額352万8,659円と繰越金296万8,785円との差額が55万9,874円になります。この金額は、事務費繰入金が不足したために、保健事業費の繰入金で補填をしたために、決算繰越金は55万9,874円少なくなるという形になっております。

そして、今回の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算で、繰越金は当初予算額の1,000円を差し引いた296万7,000円を計上し、これを歳入の一般会計繰入金の減額55万9,000円と歳出の徴収費20万2,000円に充当した残額220万6,000円と令和6年度の岐阜県後期高齢者医療広域連合への保健事業負担金の精算金76万円を足した296万6,000円を一般会計に返還するものとなります。以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君）　関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君）　また、そちら辺については後期高齢の委員会のほうでさせていただきたいと思います。

では次に、17ページにある定額減税補足給付金というのがあります。これについてですけれども、ほかの市町では既に始まっているようですが、当市においても広報に記載をされております。それから、ホームページにも記載があるんですけども、ちょっと一般にあまり目の届かないところにあるかなというふうに思っております。これについて、ちょっとなかなか私も見て非常に分かりにくい中身なもんですから確認をしていきたいと思うんですけども、これの対象者がどの程度あるかということについて、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君）　佐藤市民部長。

○市民部長兼巣南庁舎管理部長（佐藤雅人君）　令和6年度に実施した定額減税給付金に不足が生じた方が約7,200人、それから今回あります税制度上、扶養親族から外れてしまう方等が約1,000人見えると見込んでおります。合計で8,200人となります。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君）　関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君）　8,200人という結構な数だなというふうにちょっと思ったところですけれども、この該当者と思われる方には確認書というものが何か送付されるというふうな説明がホームページ上ありましたけれども、これはもう送付されているのか、あるいはされていないのであればいつ送付するのか。また、コールセンターというものも開設するというふうに出ておりましたけれども、それも開かれているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君）　佐藤市民部長。

○市民部長兼巣南庁舎管理部長（佐藤雅人君）　送付につきましては、9月5日の金曜日より順

次発送をしております。一応、今日、明日で完了するというふうに承っています。

それから、コールセンターは9月1日より一応開設しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ありがとうございます。

じゃあ、確認書は順次発行されて、今の段階ではほぼ該当者と思われるところには全部発送されたということだということですね。

では、広報によると、来月の31日までにこの手続が必要というふうに記載されておりましたけれども、この10月31日を超えてしまえば、もう受け取ることはできないということになるのでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巣南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 一応、原則として支給されないことになっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 原則として支給されないというお話ですね。はい、分かりました。

それから、これ中を見てみると、申請が必要な方というふうに出てるんですけども、ちょっと何回読んでもよく分からぬ、正直なところ分からぬというような感じであります。具体的には、こういった方というのはどの程度想定されて、その旨もきちんと確認書なりに出てるのか、それともそういった方にはちょっと文書そのものが行ってないのか、それも含めて教えていただければと思います。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巣南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 申請が必要な方というのは、私どもも把握が非常に困難なため、お知らせ等の郵送はしておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） たまたま本巣市へ行く都合があったもので行きましたら、ロビーのところにこの補足給付のことについて案内がされております。ほかの市町のホームページを見てても、ここら辺もうちょっと分かりやすい形で出ているんですけども、ちょっとそこら辺について、これは非常に分かりにくい仕組みだと思いますので、そこはやっぱり丁寧にやっていく必要があるのではないかと思っているんです。ここら辺について、今後の広報等を含めてどのような考え方があるのか教えていただければと思います。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巣南庁舎管理部長（佐藤雅人君） その辺は今後、今該当する方には確認書を送っていますし、コールセンターのほうにもちょこちょこお問合せがあるみたいですので、その辺の状況を見ながら、また漏れがないようにやっていきたいと思っていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第20 議案第66号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第20、議案第66号令和7年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第21 議案第67号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第21、議案第67号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 議案第49号から議案第67号までについて（委員会付託）

○議長（今木啓一郎君） 議案第49号から議案第67号までは、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

日程第22 請願第1号及び日程第23 請願第2号について（委員会付託）

○議長（今木啓一郎君） 日程第22、請願第1号「消費税減税を求める意見書」の国への提出を求める請願書及び日程第23、請願第2号インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を、国に提出することを求める請願書を一括議題とします。

ただいま一括議題となりました請願第1号及び請願第2号は、会議規則第142条第1項の規定によりお手元に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

---

散会の宣告

○議長（今木啓一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、開会に際し、皆様への挨拶をうっかり失念して進めてまいりました。大変失礼しました。どうか御容赦をお願いいたします。

これで本日は散会いたします。

散会 午前11時08分

